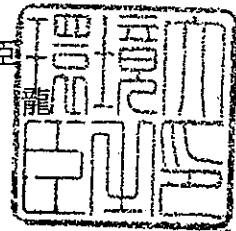


諮問第298号  
環水大土発第101216001号  
平成22年12月16日

中央環境審議会会長  
鈴木基之殿

環境大臣  
松本



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

カルシウムシアナミド (別名石灰窒素)

(1R, 3S) - 2, 2-ジクロロ-N- [(R) - 1- (4-クロロフェニル) エチル] - 1-エチル-3-メチルシクロプロパンカルボキサミド、 (1S, 3R) - 2, 2-ジクロロ-N- [(R) - 1- (4-クロロフェニル) エチル] - 1-エチル-3-メチルシクロプロパンカルボキサミド、 (1R, 3S) - 2, 2-ジクロロ-N- [(S) - 1- (4-クロロフェニル) エチル] - 1-エチル-3-メチルシクロプロパンカルボキサミド及び (1S, 3R) - 2, 2-ジクロロ-N- [(S) - 1- (4-クロロフェニル) エチル] - 1-エチル-3-メチルシクロプロパンカルボキサミドの混合物 (別名カルプロパミド)

メチル = (E) -メトキシイミノ [α - (o-トリルオキシ) - o-トリル] アセタート (別名クレソキシムメチル)

シアナミド

6-tert-ブチル-8-フルオロ-2, 3-ジメチル-4-キノリル=アセタート (別名テブフロキン)

5-クロロ-N- {2- [4- (2-エトキシエチル) - 2, 3-ジメチルフェノキシ] エチル} - 6-エチルピリミジン-4-アミン (別名ピリミジフェン)

S-アリル = 5-アミノ-2, 3-ジヒドロ-2-イソプロピル-3-オキソ-4- (o-トリル) ピラゾール-1-カルボチオアート (別名フェンピラザミン)

(別紙2)

O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート (別名EPN)

1-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)-3-[1-メチル-4-(2-メチル-2H-テトラゾール-5-イル)ピラゾール-5-イルスルホニル]尿素 (別名アジムスルフロン)

(1R,3S)-2,2-ジクロロ-N-[(R)-1-(4-クロロフェニル)エチル]-1-エチル-3-メチルシクロプロパンカルボキサミド、(1S,3R)-2,2-ジクロロ-N-[(R)-1-(4-クロロフェニル)エチル]-1-エチル-3-メチルシクロプロパンカルボキサミド、(1R,3S)-2,2-ジクロロ-N-[(S)-1-(4-クロロフェニル)エチル]-1-エチル-3-メチルシクロプロパンカルボキサミド及び(1S,3R)-2,2-ジクロロ-N-[(S)-1-(4-クロロフェニル)エチル]-1-エチル-3-メチルシクロプロパンカルボキサミドの混合物 (別名カルプロパミド)

3'-クロロ-4,4'-ジメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド (別名チアジニル)

(RS)-7-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イルチオ)-3-メチル-2-ベンゾフラン-1(3H)-オン (別名ピリフタリド)

1-(4-クロロベンジル)-1-シクロペンチル-3-フェニル尿素 (別名ペンシクロン)

N-tert-ブチル-N'-(3-メトキシ-o-トルオイル)-3,5-キシロヒドラジド (別名メトキシフェノジド)

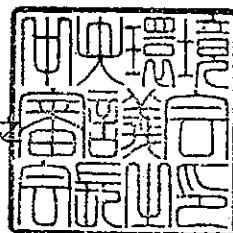
1-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)-3-[2-(ジメチルカルバモイル)-5-ホルムアミドフェニルスルホニル]尿素 (別名ホラムスルフロン)



中環審第586号  
平成22年12月16日

中央環境審議会土壤農薬部会  
部会長 松本 聡 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基本



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成22年12月16日付け諮問第298号、環水大土発第101216001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。